



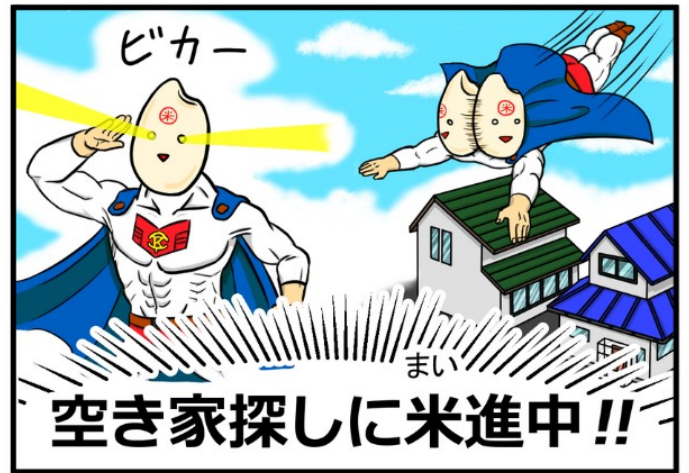
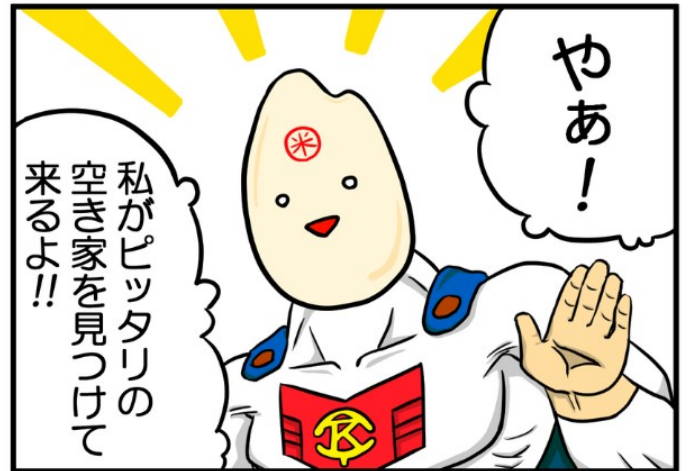
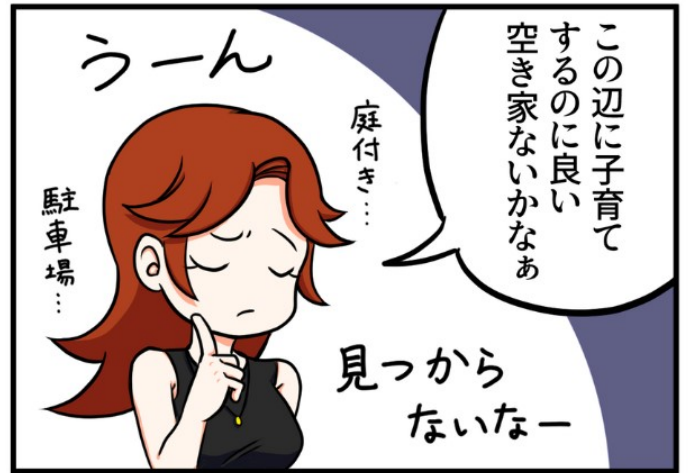
米沢市

空き家 お探しマン

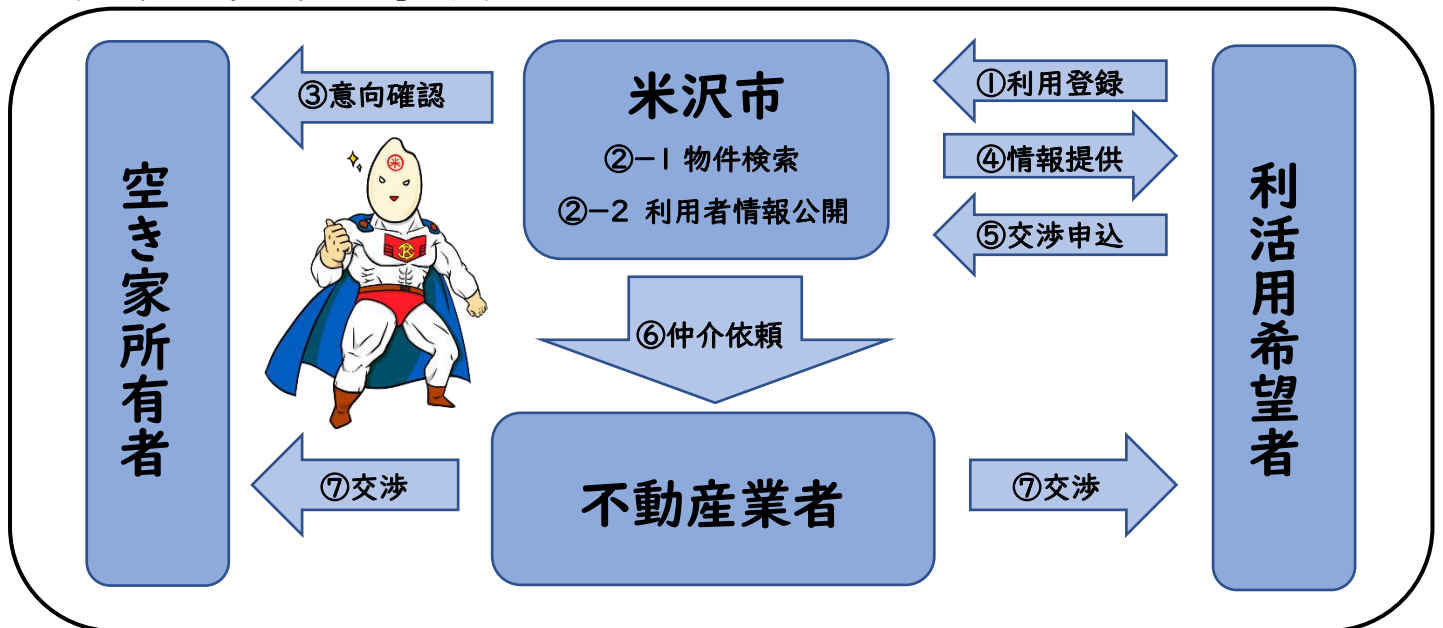
TEL : 0238-22-5111 (内線 : 4855)
osagashiman@city.yonezawa.yamagata.jp

米沢市建設部建築住宅課
空き家対策担当

詳細は裏面へ



■「米沢市空き家お探しマン」の仕組み



■「米沢市空き家お探しマン」とは

* 空き家の利活用希望者から希望条件を聞き取り本市職員（空き家お探しマン）が条件に合う物件を探し、該当する空き家の所有者と利活用希望者をマッチングさせる制度です。

* 上記に加え、利活用希望者の希望条件を市のホームページに掲載することにより、条件に合致する空き家所有者から、空き家提供の申し出を受けることができます。

* 米沢市は、交渉・契約に関する仲介行為は行わず、「利活用希望者」、「所有者」、市で紹介する「不動産業者」の三者にて交渉・契約を進めていただきます。

* 契約が成立した際は、売手・買手双方について不動産業者への手数料が発生します。

■「米沢市空き家お探しマン」の特徴

* 利活用希望者が物件の希望条件を登録するだけで、物件を探してもらえる。（必ず紹介できるというわけではありません。）

* 不動産業者が取り扱っていない物件を紹介することが可能。

■空き家利活用希望者の要件

利用登録は下記の全てに該当する方に限ります。

1. 不動産業等、不動産の買取を業務とするものでないもの
2. 転売を目的とするものでないもの
3. 利活用目的が政治活動又は宗教活動等ではないもの
4. その他市長が不相当と認める事由のないもの

■利用登録

米沢市のホームページから様式をダウンロードのうえ、必要書類を添付しお申込みいただくか、直接市役所の窓口までお問い合わせください。

